

## 年金分割制度について…「合意分割」と「3号分割」の二つの制度があります。

### 「合意分割」(離婚時の年金分割制度・平成19年4月施行)

「合意分割」は、平成19年4月1日以後に離婚をした場合において、当事者間の合意や裁判手続により分割割合を定めるときに、当事者の一方からの年金分割の請求によって、婚姻期間中<sup>(※1)</sup>に納めた保険料の額に対応する厚生年金を当事者間で分割することができる制度です<sup>(※2)</sup>。

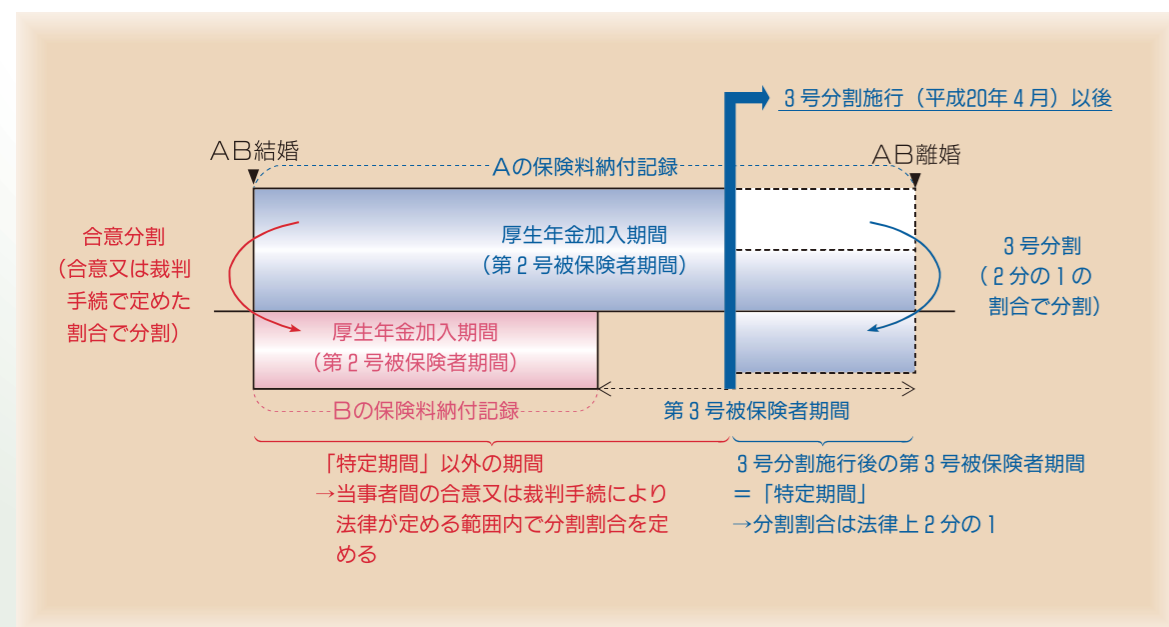
- ※1 事実上の婚姻関係にあったと認められる方も対象になりますが、その場合、分割の対象になるのは、当事者の一方が被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者と認定されていた期間(第3号被保険者期間)に限られます。
- ※2 具体的には、婚姻期間中の保険料納付記録等(年金額の算定の基礎となるもの)を分割し、離婚をした当事者は、それぞれ分割後の記録に基づいて年金額が算定されることとなります(支給資格要件を満たしていることが前提です)。

### 「3号分割」(離婚時の第3号被保険者期間の年金分割制度・平成20年4月施行)

「3号分割」は、平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間(特定期間)について、離婚をした場合に、第3号被保険者であった方からの年金分割の請求によって、第2号被保険者の厚生年金を2分の1に分割<sup>(※3)</sup>することができる制度です。

- ※3 分割の具体的な内容や効果については、「合意分割」と同様です(※2参照)。

#### 【年金分割制度・イメージ図 (夫婦ABのケース)】



## 年金分割制度と家庭裁判所の手続について…裁判手続の対象となるのは、「合意分割」の制度のみです。

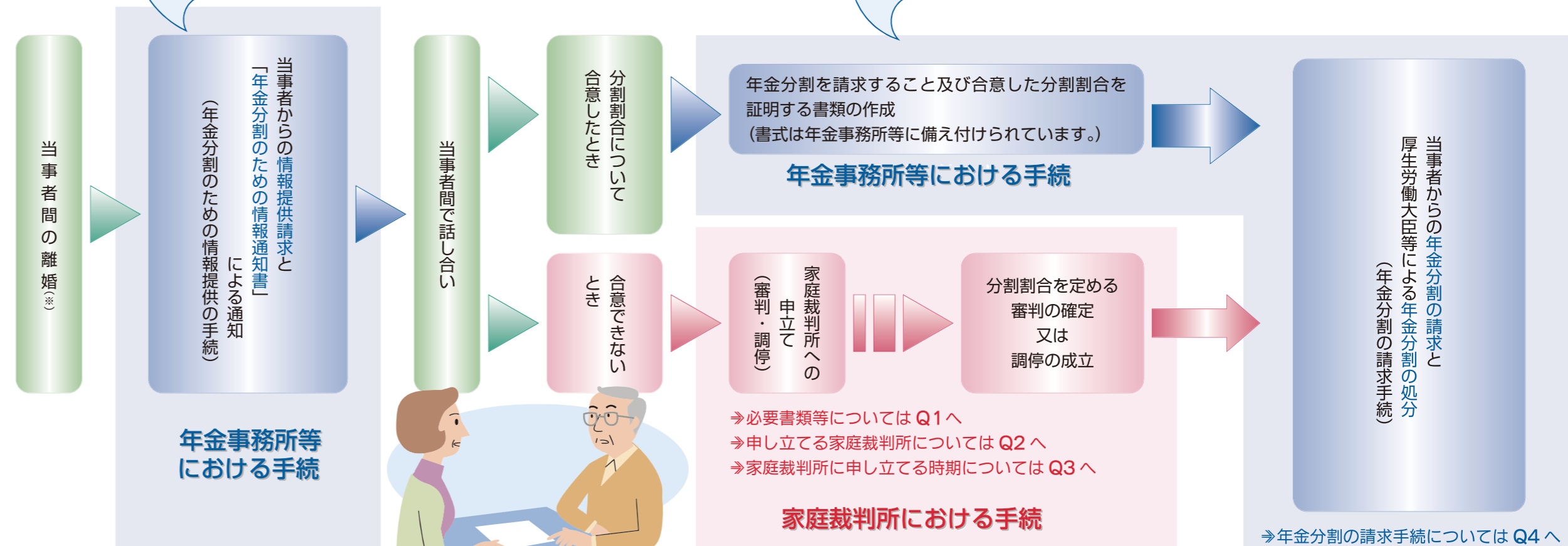
平成19年4月から始まった「合意分割」の制度は、原則として当事者間の協議に基づく合意により分割割合を定めることとなりますが、合意ができないときには、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所における手続(審判又は調停)において分割割合を定めることとなります。

これに対し、平成20年4月から始まった「3号分割」の制度は、第3号被保険者であった方からの年金分割の請求手続のみによって、平成20年4月1日以降の保険料納付記録が自動的に2分の1の割合で分割されるものであり、当事者間の合意や裁判手続を必要としません。

## 「合意分割」の基本的な手続の流れ…裁判手続は、当事者間で合意ができないときに利用します。

年金分割の制度を利用するに当たり、当事者の一方又は双方から、離婚前又は離婚後に最寄りの年金事務所、各共済組合又は私学事業団のいずれかで年金分割のために必要な情報(定めることができる分割割合の範囲等)の提供を請求することができます。  
年金分割のために必要な情報は、「年金分割のための情報通知書」という文書により通知されます。  
詳細は、後記の「年金分割制度等についてのお問い合わせ・相談等は……」欄記載の各窓口にお問い合わせください。

当事者間で分割割合等について合意した場合には、年金分割を請求すること及び合意した分割割合を証明する書類を作成して当事者双方が年金事務所、各共済組合又は私学事業団のいずれかで年金分割の請求手続(⇒Q4参照)を行うこととなります。  
その他、公証役場で公正証書を作成するか、又は合意書に公証人の認証を受けることによって合意した分割割合等を明らかにすることができる場合には、当事者の一方により年金事務所、各共済組合又は私学事業団のいずれかで年金分割の請求手続を行うことができます。  
詳細は、後記の「年金分割制度等についてのお問い合わせ・相談等は……」欄記載の各窓口にお問い合わせください。



※ 離婚時の年金分割制度は、離婚の前に利用することはできませんが、離婚調停における付随事項や離婚の訴え(人事訴訟)における附帯処分として、これらの裁判手続の中で分割割合を定めることは可能です。  
人事訴訟の手続については、リーフレット「ご存じですか? 人事訴訟」もご覧ください。

- ⇒年金分割の請求手続についてはQ4へ
- ⇒請求期限についてはQ5へ
- ⇒必要書類等についてはQ6へ

### 年金事務所等における手続